

会議録

会議の名称	平成22年度第6回下水道審議会
開催日時	平成22年10月25日 午後2時00分から午後4時24分まで
開催場所	保谷庁舎1階会議室
出席者	委員：村田会長、柿原委員、加藤委員、金子委員、島田委員、末光委員、林委員、山本委員 事務局：坂口都市整備部長、安藤下水道課長、大平主幹兼係長、篠宮主査、阿部主査、高橋主事、小林工務係長 高森事業課課長補佐（財団法人東京都新都市建設公社）、昭和設計2名
議題	委嘱状交付 1 西東京市公共下水道プラン（素案）について 2 下水道使用料等について 3 その他
会議資料の名称	資料16：下水道使用料シミュレーション 資料17：下水道使用料減免状況及び浴場汚水状況 資料18：西東京市世帯人員等の推移 ・西東京市公共下水道プラン（素案） ・第4回（訂正後・事前配付）・第5回会議録（訂正後） ・答申書（素案）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>開会</p> <p>○事務局（安藤下水道課長）： 定刻となりましたので、ただいまから第6回下水道審議会の開催をお願いいたします。本日は、都合によりまして神山委員と野田委員から会議を欠席するという連絡がございましたので二人欠席させていただきます。 なお、本日の会議は定足数に達しておりますので、会議については有効でございますことを報告させていただきます。 冒頭に審議会委員の任期が、実は9月30日をもちまして2年の任期になりました。したがって、まだ審議が続いておりますので、10月1日付で再任をさせていただきますので、委嘱状の交付をさせていただきたいと思っております。 第1回の際に任期が途中で切れるということを申し上げてきましたので、今回新たな任期でございますが、審議が引き続きすることから、会長・副会長につきましては、本来ならここで互選という形になりますけれども、引き続き再任ということでお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>	

本来ならば、ここで市長から各委員さんに対して委嘱状を交付する所でございます。けれども、市長は本日公務のためには出席できませんので、代わりまして都市整備部長より皆さま方には交付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

委嘱状交付

(都市整備部長より委嘱状を各委員に手交)

○事務局（安藤下水道課長）：

委嘱状の交付が終わりましたので、ここで本日の資料の確認をお願いいたします。資料16「下水道使用料シミュレーション」ということでA3、A4のもので一対です。

次に、資料17として「下水道使用料減免状況及び浴場汚水状況」です。

資料18として「西東京市世帯人員等の推移」です。最後に、資料ではありませんが、別冊で「西東京市公共下水道プラン（素案）」というカラー刷りのものです。

あと第4回と第5回の会議録がそれぞれ、第4回は事前配付しておりまして、第5回目は訂正後ということで置かせていただいております。

少し早いのですが、答申案（素案）を一部配付させていただいております。

なお、参考に「雨水浸透施設助成事業」のパンフです。本日はたくさんの資料等となりましたので、今までより若干時間が掛かるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

○村田会長：

本日はご苦労さまでございます。それでは、ただいまより第6回西東京市下水道審議会を開催いたします。

1 西東京市公共下水道プラン（素案）について

○村田会長：

会議次第に沿いまして、議題1「西東京市公共下水道プラン（素案）について」ですが、この案件につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（安藤下水道課長）：

「西東京市公共下水道プラン（素案）について」、これは、これからの下水道施設整備や維持管理のあり方について検討し、今後の施策展開や事業経営についての方向性を示したものでございます。今月10月1日から22日まで、3週間にかけてパブリックコメントいわゆる市民の意見を求めて来た所でございます。本日ご提出させていただいて、ご説明させていただきます。

最終的には、でき上がりますと市議会や関係者に配布するとともに市の公共施設などに置きまして閲覧ができるよう予定としております。なお、説明につきましては委託先であります財団法人東京都新都市建設公社の高森氏よりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

「西東京市公共下水道プラン（素案）」について、財団法人 東京都新都市建設公社（高森事業課課長補佐）から概要説明

○村田会長：

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたが、ご質問があればと思いますが、いかがでしょうか。ただ、限られた時間の中での説明なので、なかなか皆さん質問をするまでの時間がなさ過ぎるような感じもしますので、後日、皆さんお持ち帰りになって、不明点、疑問点等々がありましたら事務局へ連絡していただきたいと思います。もし、ここであればご質問されても結構でございます。

○島田委員：

基本的なことを、私自身が理解できていないのでお伺いするのですが、下水道というのは雨水と汚水とございますね。ある時には下水道という議論をし、ある時には汚水と言って議論をする。それが時々ごっちゃになってしまっているのです。だから、これからは雨水なのか汚水なのかどうなのか、その辺の定義をはっきりしていただかないと、資料の中では下水道というもので費用なども入っていたり、ある所では汚水はこうですよというふうになっていたりすると、今後ここで審議するのはどちらの方向へ行くのか。要するに、回収率が100を目指すのは雨水も汚水も含めてなのか、その辺も含めてクリアにさせていただけると理解がしやすいかなと思うのですけれども。

○事務局（安藤下水道課長）：

公共下水道ということで、汚水と雨水とそれぞれ指して言っているわけですが、基本的な考え方の中で、雨水は公費、汚水は私費という原則論がございます。したがって雨水は当然自然の恵みのものでありますので、これは原因が特定できないということで公費でやります。ただし、汚水の場合は原因発生者が受益者ですから、そこで料金を徴収して行くということでありますので、その辺が1つ大きな考え方になるかと思えます。今、下水道料金の審議をいただいているのですが、汚水ということで大きく捉えていいかと思えます。

○島田委員：

常に汚水ということを頭に置いてと、というのは、資料の中には雨水もみんな入ってしまっているわけですね。

○事務局（安藤下水道課長）：

私どもは雨水も取り扱っていますので、その中に当然そこには公費が入ってきます。それは一般会計の繰り出しという形で出てきますので、それが一般会計の財政を圧迫しているような状況もありますので、それを秘めて、抑えて議論はできませんので、敢えてここで分かりにくいですが、雨水というのは出しています。

○島田委員：

こういう資料も、逆に言うと汚水だけにさせていただくともっと理解しやすいです。ある所では下水と言い、雨水が入り、あるときには汚水と言う。そうすると、それが数字やら色々な事象がまぜこぜになってしまって非常に理解しにくい所があります。これは私だけかもしれませんが。

○事務局（安藤下水道課長）：

公共下水道プランというのは雨水と汚水の両方を指して計画しますので、これはそこで分けるわけにはいかないと。ただ、今回ご審議いただいている下水道使用料というのはあくまでも汚水を指していますので、その辺でちょっと混同するかもしれませんが、切り分けていただきたいと思っています。

○村田会長：

いわゆる主力は汚水とっていただければ結構だと思います。他にどなたかおられますか。

○加藤委員：

40ページの歳入額見通しの所ですが、これを見ていますと、使用料はほぼ横ばい。起債や補助金は当該年度の部分は減っていると思いますけれども、46ページの起債償還費の見通しを見ますと、確かに少しずつは減ってきているのですが、短期と中期を比べたときに36億円も一般会計からの繰入金が減っているのですが、5年間で36億円といたら1年間に7億円以上繰入金が減っているのですが、こんなことが本当に、どんな財源をもってそんなことが可能になるのだろうか。

○村田会長：

事務局、いかがですか。

○加藤委員：

40ページの表で一般会計からの繰入金が短期と中期で36億円減っていますよね。どこの財源をもって36億円も減らすことができるのだろうか。

○事務局（安藤下水道課長）：

基本的に一番減っている理由というのは、短期・中期に集中しますけれども、繰上償還の借り換えによるものと。

○加藤委員：

ただ、借り換えはもう20年、21年の暫定的な措置で未来永劫続くような措置ではありませんのでね。

○事務局（安藤下水道課長）：

元金が今後償還して来ますので。

○加藤委員：

だとすれば、46ページの図5-7に反映されるはずなのですよ。確かに反映はされていますけれども、ここは単年度でせいぜい減った所で3億円ぐらいの話ですよ。単年度にならずと7億円以上減るわけです、36億円5年間ということは。そうすると、残りの4億円は一体全体どこから出てくるのだろうか。数字が合わないのではないのかな。課長が今おっしゃるのは46ページの図には確かに反映されていると思うのですが、せいぜいいいところ3億ぐらいですよ、減ったところで。そうすると、残りの4億円はどこから持ってくるのだろうか。一般会計からの繰入金が入って来ないということは、使用料

が増える以外にあり得ないのではないかなと思うのですが。

○新都市建設公社（高森事業課課長補佐）：

46ページの汚水分の短期が23年から27年までで約88億で、中期が49億ですので、その差が約39億ぐらいです。その分が40ページの一般会計の繰入金での39億ぐらいの。

○加藤委員：

これですね。

○新都市建設公社（高森事業課課長補佐）：

はい。

○加藤委員：

だけれども、グラフだけ見ているとそんなに減っているように見えないですね。

○新都市建設公社（高森事業課課長補佐）：

短期と中期で5年ごとに累計していますので、その期間・期間で見ますと差が大きいように見えるのですが、40ページの図5-1の水色の所を積み重ねて行くとそれぐらいの差になるということです。

○加藤委員：

分かりました。

○村田会長：

何か他にございましたら、ご発言を願います。

もし、後日またあった場合、先ほど申し上げましたように、事務局の方へご質問のほどをお願いを申し上げまして、先に行きたいと思いますが、よろしいですか。

（小林工務係長、高森事業課課長補佐（財団法人東京都新都市建設公社）、昭和設計退席）

2 下水道使用料等について

○村田会長：

では、議題2に移らせていただきます。「下水道使用料等について」の項目に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（安藤下水道課長）：

資料16「下水道使用料のシミュレーション」を説明させていただきます。考え方につきましては、私から説明した後、大平主幹よりシミュレーションの資料に基づいて説明させていただきます。引き続き資料17、18も私から説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

考え方ですが、1つは既にこれまでもお話しさせていただいていますように、これは平成18年度の下水道審議会の答申を経て、3年程度を目途に検証と見直しについての、

そういった示唆をされておりますので本日お願いしているわけですが、もう一方では、地域戦略プラン2010、第3次行財政改革によって取り組んでいる所であります。

たしか資料11だと思いますが、平成19年に1回値上げしまして、21年までの下水道使用料の検証をさせていただいたのですが、10パーセント改定を出しまして、その結果、前回のお話のように約10パーセントの見込みが7パーセント程度しか上がっていないようなお話をさせていただいたと思いますが、その中の分析ということで、今回は中・大口利用者の減少など、また市民の節水意識の高揚があると。また一方では西東京市民の水の利用状況に今うまく適合されていないということが分かりましたので、この辺が検証された所であります。その結果、今回料金の見通しに当たりまして十分事務局で検証した所であります。下水道料金は旧田無市の料金ということで、これは平成15年に合併時に低い方に合わせたという経緯があります。

その後、18年度に審議会では10パーセントに一律改定をしたということで、結果は先ほどご説明しましたように10パーセントに至らないという結果になりました。この原因につきまして、これも私も調べました所、旧田無市においては料金の考え方なのですが、大企業が存在していたと、色々大きい会社がありましたのですけれども、その後移転したという状況であります。当時としては大企業に依存していたと。それがあつた関係で多く収入が得られたというふうに見ております。

また、旧田無市におきましては、旧保谷市と違ひまして、地形的な関係で言うと、ポンプ場は作らないで施設設備に掛る投資費用が安く済んだということがございます。一方では、旧保谷市につきましては、ベッドタウン化ということで一般家庭の方が多くいらっしゃる。その辺の都市構造の違いを判定いたしまして、今回、料金の改定をある程度ご説明させていただきます。また、今回合併からちょうど10年経ちますが、このようなこともありまして、現在西東京市の都市の形成や世帯分布、あと生活状況による水の利用状況を見まして、新しい体系を考えていかざるを得ないというふうに考えております。

最終的に改定の考え方としましては、事務局の考え方ですが、現況の水の利用実態に即した形にしたいと考えております。

2つ目に昨今の経済不況がまだ続いておりますので、それらにも配慮する必要があるだろうと。節水意識も高いということで、企業もかなり節水には協力されておりますし、企業も市民の方もかなり意識が高いということで、これもある程度配慮をしなければいけない。あと経済弱者の方がいらっしゃいますので、この人たちに対してもある程度配慮しなければいけない。

最後に、今現在の西東京市の都市の形成はどういうふうな状況なのかということで、企業の大きさとか店舗の数、住宅の戸数とか世帯人員とか、その辺を加味しなければいけないだろうと考えております。したがって、今後ご説明する中では単価を見直さないで料金の体系を考えていきたいというふうに基本的な所を考えております。単価を見直すということになりますと、今西東京市は、資料16の方で説明させていただきますけれども、上げる根拠というのが、今みたいに説明がつかないのかなというふうに思っていますので、やはりここは社会状況に合った、西東京市に合った状況を優先すべきではないかなというふうに考えておりますので、その辺を大きな料金改定の考え方として、この後、資料16に基づいてご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

(資料16について事務局（大平主幹）から説明)

(資料17、18について事務局（安藤下水道課長）から説明)

○村田会長：

ただいま、資料16から18まで説明を受けました。それでは、委員さんのご質問等お受けをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○島田委員：

これもちょっと理解できないので、ご質問をするのですが、資料16は、資料15を1ヶ月に直したものです。

○事務局（安藤下水道課長）：

前回の資料ですね。そうです。

○島田委員：

私がよく分らなかったのは、下に使用水量がございませぬ。この棒グラフは年間の件数、そうするとこれは1ヶ月に5立方メートル使う所が一番多いと読むのですか。

○事務局（安藤下水道課長）

件数としてはですね。

○島田委員：

1ヶ月に5立方メートル使う世帯ですね。

○事務局（安藤下水道課長）：

水量に縦のこれを掛けてやると、この水量になって出てくるのです。

○島田委員：

そうすると、1ヶ月に5立方メートル使う世帯が一番多いと見るわけですね。

○事務局（安藤下水道課長）：

件数が多いということで、量が多いという意味ではなくて。

○島田委員：

件数というのはメーターの数量ですね。

○事務局（安藤下水道課長）：

件数というのは指針件数で、メーターを読み取る件数です。

○島田委員：

ですからメーターの数と考えればいいわけですね。

○事務局（安藤下水道課長）：

実際に水量をどのくらい使っているかというのはこの折れ線グラフです。5立方メートル掛けるこの件数を掛けたのが、20万立方メートルぐらいになるという形になります。

○島田委員：

要するにメーターの単位で考えると月に5立方メートル使うメーターの数が一番多いということです。

○事務局（安藤下水道課長）：

正確に言うと6、7、8立方メートルです。

○島田委員：

前回見せていただいたのでは、2ヶ月単位で5立方メートルなのですよ。

○事務局（安藤下水道課長）：

そうですね。訂正します1ヶ月5立方メートルです。

○島田委員：

だから、5立方メートル使う世帯が一番、「世帯」と言うと語弊があるならば、メーターが一番多いということですね。それが月の使用量としては20立方メートル使っているのです。これはどういうことなのですか。この掛け算したのが、山になっている所ですね。

○事務局（安藤下水道課長）：

5立方メートルが、その件数ですか、4万幾つですよ。正確に件数で4万8,000ぐらいでしょうか。5立方メートル掛ける4万何がしを掛けると約25万立方メートルぐらいですか。こことこの5立方メートルを掛けますと。そうすると、ちょうどこのグラフが当たってきますから、水量が出てくるのです。

○島田委員：

このグラフは何をおっしゃりたいのかがよく分らないのです。要はどのくらい使う世帯が一番多いのか。だから、平均値的にはどういうふうにしたらいいよというふうに見るのか。メーターの件数で行くと5立方メートル使うメーターの件数が一番多いと。だけれども、使用量としては20立方メートル使う所が何か、ちょっと理解できないのですけれども。

○加藤委員：

もう1つ、負担しているお金の額を入れるともっとよく分るのですがね。要は水をたくさん使っている、実際に量を使っている層と実際に使っている件数とお金を払っている人たちの、これはそこには入っていませんが、違っているということを意味しているのです。本来は、一番件数の多い所に、水量は来ませんが、費用の負担はここに来るのが本来の考え方ですよ。それがズレているということを示しているのです。

○島田委員：

だから、おっしゃるように、これに金額が入ると見えて来ると思います。

○加藤委員：

そうです。金額はグラフに入っていないけれども、数値として入っているのは、こういうものなのです。

○金子委員：

もう1つ、見方として、下水道の料金は、水量で一定率掛かるとすれば、水量に対して一番多く使う水量の所を基準にして料金を掛けていけばいいという考え方になりますよね。そうすると、赤いグラフの点線の一番高い山を示している層で料金を決めて前後に振っていけばいいと。ところが、いわゆる個人単位で、自分の所の料金は幾らなんだといった規模のときには、一番世帯数が多い所が基準になりますよね。そうしますと、ここの緑のグラフの一番高い所が一番そういう人が多いわけですよね、使用者として。そこに、だから下水道料金を水量に掛けて負担させる考え方と、一人一人が、負担する人が自分の生活感覚でこれだけ負えばいいというのは、山がズレていると。これをどうやって調整しようかという話になるかと思うのです。

例えば、下水道の料金は水道のように口径別になって2部料金と言われている、はっきりした2部料金は取っていないのです。最低使用量月の単一従量料金制というのでしょうか。つまり水道の場合ですと一般家庭が入ってくる、口径によって基本料金の単価が違うのです。ですから、基本料金と従量料金というはっきり分かれて2部料金と言っているのですけれども、下水の場合は入ってきたものをそのまま流すだけですから、そういう構造を持っていないので、ただ、一般的な感覚として最低使用量に対しては毎月検針だとかそういう費用が掛かるでしょうと、これが1立方メートル使う人も100立方メートル使う人もみんな検針か何か、メーター代が掛かるでしょう。その他に使った量が一定量あるから、いわゆる10立方メートルにするのか16立方メートルにするのか、考え方はありますけれども、そういうふうに、一番最低限使っている使用の単位プラス従量という分け方で料金を分けていますので、そういう意味で言うと、使っても使わなくても掛かる経費があるよと言え、5立方メートルぐらいの一番使用者の多い所を1つのポイントにしなければいけないだろう。その辺が、さっき言った水量で本当に掛かる経費と、あなたが負担するのですよというのとちょっとズレることなのだと思うのです。

○島田委員：

そのシミュレーションをしてくださったのがこれだということですね。だから、ぱっと言われても、何がポイントなのかなということが。

○加藤委員：

前回10パーセント上げたのに、10パーセントが増収につながらなかったというのが、この赤い線がどんどん、どんどん左の方へ寄ってきているのです。寄って来てしまった結果、せっかく値上げしたのに使っている水量が落ちて来てしまったのでお金が入ってこなくなったと。今回はそういう反省を生かして、だれがどれだけ水を使っているかを見ながら使用料の仕組みを考えましょうというのでこういうのを作っていただいたので

すよね。

○金子委員：

事務局にお伺いしたいのですけれども、CASEを4つに分けた基本的な考え方というのでしょうか、こんな観点からこの4つをシミュレーションしてみましたという考え方を教えていただければと思うのですけれども。

○島田委員：

私もご質問をしようと思ったのは、ただ、機械的に数字を並べ直したのではなくて、各々にメリット・デメリットというのがあるはずなのです。それを明確にさせていただかないと議論ができないかなと思います。だから、メリット・デメリットをしっかりと、この表の心をさらけ出していただいて、そのメリット・デメリットもどういうふうを考えるか。余計なことですが、今病院が何かで手術するにはこれだけのやり方があります、それには各々メリット・デメリットはこうですよ。で、あなた考えなさいというスタイルになってきているわけです。だから、全部洗いざらい、メリット・デメリットを出していただいて、それについての議論をすると割合理解しやすいかと思ったのですが。

○事務局（安藤下水道課長）：

汚水処理経費回収率というのが中段あたりに載っているかと思えますけれども、現行では52.1パーセント、CASE1では59.8パーセント、CASE2では62.6パーセント、CASE3では67.1パーセント、CASE4では74.1パーセントと、それぞれ上がっていきます。これは何を言いたいかというところ、汚水処理に100円掛かる経費をどれぐらいの使用料で賄って行くのかという所を数字上で表わしたものです。だから、考え方として汚水処理費用を上げて行くということは、これからの答申にも出てきますけれども、これを中期的には多摩平均、最終的には100パーセントを目指すというふうな所で、1つの特徴としては、これは絶対というものではないと思えますけれども、現在52.1パーセントですけれども、CASE1にしたら59.8パーセントになりますよと。しかしながら、現在多摩で、順位で言いますと52.1パーセントは26位、最下位なのです。CASE1、59.8パーセント、これでも26位、最低なのです。CASE2にして、これが62.6パーセントにしても西東京市は最低の26位なのです。CASE3にしてようやく最下位を脱却して25位なのです。CASE4にして23位、下から数えて何番目という。そういうふうに1つの特徴があります。だから、逆に言えば多摩平均に持ってくればいいのではないかということをやると相当な金額を上げなければいけないということが、これで予測がつくと思います。それでCASE1～CASE4ということで色々なバリエーションの資料を作りまして、どういうふうに経費回収率が動いて行くかということを見ていただきたいという部分が、大きな所でございます。それにより、現行と総額でどのぐらい上がって行くだろうというふうな所が大きい所があります。

基本的にはCASE2、CASE1にしても基本の現在の料金単価はそのまま据え置いておりますので、料金体系だけを変えることによって、CASE1では現行より15パーセント程度伸びますよと、CASE2では20パーセント伸びますよと、それでも多摩汚水処理経費回収率は、100円掛かる所が60円台ぐらいで留まっています。したがって、まだ40円程度赤字が出ているというような所が大きな捉え方かなと思っています。

だから、上の方のCASE1、CASE2、CASE3と色々ありますけれども、バリエーションが

ある中で大きく基本料金を16にして、8にしたり10にしたりして、また水量区分も変えてという形で、場合によってはCASE3においては料金体系も変えた。料金も変えた、単価も変えたという所がございませけれども、基本的には答申の中でも汚水処理経費回収率をどう上げて行くかという所が1つの大きな所かなと思っています。そういった意味で1つのたたき台ということで捉えていただければと思います。

○島田委員：

「西東京市公共下水道プラン（素案）」の48ページを見ますと、ロングレンジで考えたら、一般会計繰入金なくなるわけですね。CASEを4つ挙げていただいたのですけれども、これで行くところの辺になるのかなと。A3で作っていただいたのは瞬間風速であって、ロングレンジでどういうふうになるのかというのが見えないですね。目先で何パーセントということではかないような気がするのですけれども。

○事務局（安藤下水道課長）：

それをやるのには何パーセントという具体的な数字がないと一般会計の繰り出しがどのくらい減りますよというのは出て来ないのです。

○島田委員：

だと思うのです。ですから、この前申し上げたのは、4 CASEがいいのかどうなのかですけれども。長期に見ないと、今日先でそれをやったって、先に行ったら回収は過多になりませんか。

○事務局（安藤下水道課長）：

黒字会計になるということですね。

○加藤委員：

使用量というのは長い長い財政計画の中の、取りあえず算定期間と言われている3年、5年の間で収支を考えましょうというのが使用量の基本的な考え方でございますので、こういうロングスパンのものは、どちらかという全体計画のプランとかいう中で作るもので、あくまでも使用料の改定というのは、今回でしたら例えば23年から25年の3ヶ年、その間の収支をどう考えましょうという、そこを余り、中・長期のことを考えてしまうと、予測が長期に及びますと、これだってあくまでもシミュレーションですから、値上げしたら水量が落ちて、こんなにお金が入って来ない可能性だってあるわけですから、余り長く考えてしまうと決められなくなってしまうのですよね。ですから、取りあえず目先のことかもしれませんが、23、24、25の3年ぐらいの所をお決めいただくというが、この審議会の趣旨なのかなと私は理解をしておるのですが。

○島田委員：

おっしゃることはよく分るわけです。ですから、こういう資料が出てきたから今申し上げているので、だったらいつまでに回収率を幾らにするのだというターゲットができれば、それに向かってどうするかという議論ができるのですけれども、色々お出しただいても、ではいつまでにどうしたいのかというのが見えないのです。

○加藤委員：

取りあえず最下位脱出で。

○金子委員：

49ページを見ていただくと、「下水道使用料の適正化」という形で非常に分かりやすいグラフが出ていますが、いわゆる横にずっと丸印でつないだ線が使用料の水準ですよね。それぞれその使われ方が維持管理費と資本費ですよということで緑と黄色になっていますけれども、島田委員が言われるように、ほとんど増減の理由は資本費の大きなへこみ方なのです。それで、加藤委員が言われているのは、長期のスパンだから、これは必ずしもこうなるわけではないので、ある程度、例えば今回でしたら最初の方の平成23年から25～26年までの総需要、必要額いわゆる料金水準よりも飛び出している部分、これをどれだけ料金を上げることで回収するかという議論でいいのではないのでしょうか。私もそのとおりだと思います。全部回収する必要はないので。

ただ、ではどの程度回収するのかというのが、そうするとこの絵で見ると、先行きを見ながら、目で見てもグラフをこうやると大体このぐらいの回収率を取りあえずの、例えば3～5年ぐらいあればいいのではないかとというのが自ずから何か出てきそうですよね、棒グラフから。そうすると、先ほどの資料16の図は、単価を変えないで色々シミュレーションをした結果、回収率が74パーセントになりましたという説明がありましたけれども、むしろ逆で、この料金改定では何パーセントぐらいの回収率も目指せませんということを言って、それを現行の体系に合わせるとこんなような刻み方とか考え方が出てきますと。

もう1点、大事なのは、基本料金と従量に振る部分、ある程度理屈を、さっき言いましたように、水道局は実は最低料金は5立方メートルなのです。東京都の下水道局というのは8立方メートルです。昔は東京都の下水道局は10立方メートルでした、これは1ヶ月ですけれども。それはいわゆる最低従量の1人当たりの世帯が小さくなってきたので、基本水量はもっと少なくてもいいよという考え方から、実は下水道局の方が先に10立方メートルから1回8立方メートルに落としています。たしか、平成9年の料金改定のときに。それを追いかけるようにして、今度は水道局がその次に料金改定をしたときに5立方メートルに落としています。ということで、ここの基本料金は、1世帯当たりの人口が減ってきたからという意味で小さくするのはですよという理屈を、もう1回整理しますと、回収率をどのぐらいにするのか、それを料金改定をしたらどうだと、それを従量と基本に分けたときに、社会情勢の変化でこういうふうに基本料金の方にシフトするのはよというようなシナリオが必要なのかなという気がするのですけれども。

○島田委員：

それが決まらないと議論にならないのです、行ったり来たりになってしまいます。

○加藤委員：

そうなのです。ですから、まずなぜこの時期に上げるのか、ではどこまで上げるのか、だれに負担してもらうのか、まさにその議論で、あとはどう振るかというのは技術的な課題ですから、まさにそのとおりだと思うのです。ただ、ここで回収率を決めるのが下水道審議会の役割なのかどうかという問題もありますので。

○末光委員：

今のお話からですと、CASE3が割とそうなりますか。例えば、2ヶ月で10立方メートルの人は今までより安くなるという理解でいいのですか。違うかしら。

○加藤委員：

210円安くなりますね。

○末光委員：

そうですね。そういうのに一番近い形になるのですかね。2ヶ月で10立方メートルから1ヶ月5立方メートル。

○事務局（安藤下水道課長）：

色々ご意見をいただいたのですが、回収率についてはプランの60ページでは中期的には26市を平均とうたっています。長期的には100パーセントを目指しますということでもあります。長期・中期ということで具体的に平成28年から平成32年ということで、その間で多摩平均にしましょうよということをやっています。これは1つの目標です。

基本料金とか、だれをターゲットにお支払いいただくのかということとか色々議論が出ましたけれども、このグラフに見えますように、今現在左側に料金が、かなり使用量も使っている人も多いし、事実上、先ほど申しましたように人口2.27人という非常に低い、実際の1世帯当たり、やはりそちらの方へある程度目を向けた体系で行く必要があるのかなというふうなことは考えています。そのことによって少しでも回収率を上げて行くと。

先ほど加藤委員も言われたように、1回上げたからもう次はないのだよという意味ではなくて、その都度社会変動なり経済状況が色々ありますので、それをまた見て、場合によったら下げるときもあるだろうし、場合によってはまた上げるときもあるだろうしということでもありますので、これをイコール、これからずっと西東京市はこの金額で行くのだという話ではないと思います。そういう考え方でご審議をいただければなというふうに思っておりますので、その辺で色々、今日も何点か資料を出ささせていただきましたけれども、弱者に配慮するとか色々ありますので、弱者がどのぐらいいるのか、西東京市の人口は一体どうなのかとか、色々出した中で使用料体系を検討して行くと。その中で、大口企業が何社あるかというのも本当は資料を出したいのですが、これを言ってしまうと個人的な話も出て来てしまうので、これは出さなかったのですが、市内ではそう多くはありません。どちらかというとなら圧倒的に住宅の世帯が多いという内容になります。したがって、事務局としては、その辺をある程度の絞りを絞った体系でお願いしたいと考えている所があります。

○島田委員：

課長がおっしゃるのはよく分るのでありますが、私どもとしては目標値をお示しいただきたいと。そのためにどうするのだという議論にならないような気がするのです。ともかく100パーセントを目指すと、それも分るので。では、何年という話になるとロングレンジになる。ロングレンジになると、時代の変化が色々。だから、短期でいきます。短期で行くにはどこを目指すのかということ、100パーセントのものを何パー

セントということをお示しいただいて、それについて何パーセントが、A、B、Cあるのか分からないですけども、各々メリット・デメリットがあるでしょうから、そこいらを言っていただくと、私などは理解がしやすいです。

○事務局（安藤下水道課長）：

基本的な考え方というのは一般会計の繰り出しが今非常に多いという所で今スタートしていますので、これをできるだけ抑えたい。一般会計を抑えることによって他の事業を推進させる、それをもって適正な受益者負担金をちょうだいしてそれを補おうという形で考えていますので、前回の18年の審議会でも3年を目途にという形でありますので、またそれで検証して審議しましょうという話になりますので、当面は今の3年あるいは4年をもう1回検証する時期を見て検証して、仮に今回の場合についても、今後はそれを見ての話となると思います。

しかしながら、先ほども言いましたように西東京市は回収率は一番低いです。それを他市並みに合わせることは物すごい、極端に言えば75パーセント上げなければいけないのです。そうすると、考えただけでも、市民の方の反発というのは目に見えて分るような数字なので、これはできないだろうと。そうすると、どこまでがいいのだろうという、当面3年、4年の中で、やれるのは10パーセントとか20パーセントとか、その間で推移を見ながら出していくのがいいのかなというふうに思っています。それでも恐らくこの先CASE2でもありましたように20パーセントでも26市の最下位という状況は変わりませんけれども、順位が目的ではないので、回収率を高めて一般会計の繰り出しをいかに減らすか。受益者負担金をいかに適正にいただくかという所が主眼ではないかなというふうに私は捉えています。

○島田委員：

課長がおっしゃるのは、すべて理解できるのですけれども、私が逆に悩むのは、前回の審議会でも10パーセント上げることにしました。だけれども、これはだめでした、10パーセントは間違っていました。同じことをまた次のときにも言われませんか。それは残念です。

○加藤委員：

ですから、前回、結果がついて来なかったのは、基本的に下水道使用料というものの仕組みがよく分かってなかった部分があるのですよね。値上げすれば単純に収入が増えるだろうと、そういう中で今回の審議会の目的が違っているのは、単に収入を増やしたいと、10パーセント上げれば10パーセント増えるでしょうと。だけれども、今回はそういう反省に基づいて、こういう様々なグラフを作っていたりしていますから、前回と同じ轍を踏むことはまずないと思うのです。ただ、目的どおりに回収率を例えば67とセットしたものが65になったり62になったりすることがありますが、恐らく前回のようなことは今回はないと思うのですけれども。ですから、そこで皆さまにご理解をいただきたいのは、課長が何度もおっしゃるように、負担と受益の関係を見直ししましょうと。本当は回収率というのが分かればいいのですけれども、なかなか、前回だって一生懸命議論したと思うのですけれども、シミュレーションはシミュレーションであって、結果がついていかないのですよね。だから、ここで議論すべきことは受益と負担の関係を、余りにも小口の人たちに対して安過ぎたのではないのかと。今は20立方メートルの

人は820円ですからね。でも、1でも5でも3でも10でも820円というのはおかしくないですか。5の人は10の人の半分であるべきだし、10の人は20の人の半分ではないのかというか、そういう所は皆さまの生活感覚でお話しいただければと思うのですよ。余り細かい話になりますと、それは専門家の話になりますから。だから、むしろ本当に今までの、例えば20の次は40に飛んでしまっていますけれども、40なんていう人がどこにいるのだ、一体全体どういう人が40立方メートルも使うのだという所をぜひ皆さまに、自分のご家庭の生活を思い浮かべながら、このぐらいなら我慢しなければいけないとか、これはちょっと負担が大きくなり過ぎるのではないとか、その辺ではないのだろうかと思うのです。

○村田会長：

ちょっと休憩をしたいと思います。3時40分ぐらいまで休憩したいと思います。

(午後3時30分 休憩)

(午後3時40分 再開)

○村田会長：

では、40分になりましたので、会議を再開したいと思います。休憩前の議題を継続していきたいと思います。

説明がありまして、各委員からご発言がありましたが、山本委員いかがですか、お考え方として。

○山本委員：

5年スパンで物を見て行くというのは重要だとは思いますが。経済状況も変わってしまうし、環境も大きく様変わりするのが今の時代ですから、5年スパンでどうして行くのかということの提示というのは必要だと思います。将来を出しても仕方ないことだと思うので。そういう点でいったときに、100パーセントは当然不可能なことである以上、審議会としては何パーセントを目指すということよりも、ある一定水準、どこを、今費用としておおむねとか、そういうレベルでしか言えないと思うのです。そこをこの中でどういう審議ができるのかということこれから話すべきだなと思っています。70パーセントを目指すとか50パーセントを目指すとか、数字のマジックはもう使えないと思います。

○林委員：

正直言って、表を渡されましても色々なことが分らなくて、でも皆様のご意見を色々伺っていて少しずつ見方が分かってきたのですけれども、74パーセントの所が一番いいのかなと思ったのですけれども、それですと極端過ぎるような気がしますので、CASE3ぐらいで何とかやっていったらどうかなと思います。でも、細かいことが本当によく分かりません。細かく細分することによって増えるかもしれないし、でも、それほど増えないかもしれないということもあるし。

余計なことかもしれないのですが、細かく細分することによって検査する検査員さんが面倒くさくなるとか、そういう費用が掛かるとか、そういうことはないのですか。

○事務局（安藤下水道課長）：

今、水道局さんが下水道料金の徴収事務を委託していますが、現行から新しい料金体系にするのに、そこでシステムを変えなければいけないというのが出ます。ただし、1回システムを変えてしまえば、それはそれでずっと使えますので、一過性の問題だけです。

○林委員：

私などは余り水を使わないようにしているつもりなのですが、料金が上がるということになると、皆さん当面は節水すると思うのですよ。でも、長くは続かないと思うのですけれども。だから、すぐに上げるということにはできないかもしれませんが、でも、ある程度上げなければいけないわけですよ。私としてはCASE3かなという気はしているのですが。

○柿原委員：

私も本当に難しいなと思いつつ色々皆さんの話をお聞きしていたのですけれども、このグラフで1人世帯、2人世帯がこれからまたどんどん増えて行くと思うのです。そうすると、しょうがないのしょうけれども、そういう方たちに結構負担が掛かるような感じになっているのかなとも思うのですけれども。今52.1で67.1だと上がるのが15ぐらいですよ。それぐらいで、やはり林委員が言ったみたいに最初は皆さん、節水すると思うのです。今回考えておられるのは5年ぐらいのスパンですか。

○村田会長：

3年か5年前後ですね。

○柿原委員：

最初は節水すると思うのです。そのうち慣れて、皆さん油断するのですけれどもね。そうすると、思ったほどきつと結果が出ないかななんて、このぐらいの数字だとなんて思ったのですけれども、どうなのでしょう。

○村田会長：

分かりました。金子委員、ひとつお願いいたします。専門的なことで結構ですから。

○金子委員：

先ほどの山のずれ方と使用料回収率、汚水の回収率をある程度確保していかないと、これは十分分かりますので、あとはどういう刻み方なのかなという話ですけれども、1世帯当たりの人数がどんどん減って来ているという事実を考えれば、1ヶ月10立方メートルまで、2ヶ月料金だと20立方メートルですけれども、それをもっと下げて、都もやってきたように8だとか5だとか、水道の体系に合わせるなら1ヶ月5当たりを最低にするとかという形で、基本料金の部分は適用の部分はなるべく小さくして、大体月額20立方メートル、2ヶ月だと40立方メートルぐらい、一番使用水量の多い所にある程度負担をしてもらうという料金の刻みになるのが自然なのかなというふうに考えております。

○加藤委員：

公共料金は、安ければ安いほどいいわけですが、一般会計の負担によってそれが賄われてきたという現実をもう少し市民の皆さまにご理解いただくとともに、使った水の量に応じて適正な負担をして行くのだと。今まで小口の人たちが、小口といいますか、使用料体系が10立方メートルという形でくくられていたので、それより下の人たちが異常に負担が少なかったのです。そこは今回正させてくださいというのは、強くご説明申し上げないと、水利用の実態に合った使用料の仕組みに変えないと、何をどう値上げをしても肝心な増収につながらないということになってしまうので、そこは改めないといけないだろうなということでございます。

○島田委員：

私、さっきから色々申し上げてきたのですが、数字よりも議論の方が大事だと。議論は、こういうことをやることによってメリットはこういうふうに出るので、それは一般会計からの拠出金を減らすとこういう所に回るのです。だから、それを減らすことに努力しなければいけない。そうすると料金がこれだけ高くなる。それを納得できるのか、できないのか、ではどうしたらいいのかとこの議論の方が大事かな。というのは、先ほどちょっと申し上げた、前回の委員会で10パーセント改定したけれども、結局できなかった。そうすると、前の委員会が悪かったように一見とられがちな表現に理解されてしまう。そうではなくて、そこに至る経緯をきちんとしておかないと、今度次の委員会ができたときに、我々は何をやっていたのかという話になるだけかなと。くどく申し上げているのは、お互いにメリット・デメリット、このケースではどういうメリット・デメリットがある、これはこうというものを比較しながら議論をして、それでこれではやむを得ないなという所に落ち着くことが委員会のありかたと思ったわけです。

○末光委員：

私は、前回は数値にこだわりまして、単なるパーセントを申し上げたのですけれども、本来こういう基本的な生活のものでありますから、例えば電気料金、ガス料金、水道料金と比較して、最低でも個人が負担しなければいけないコストというのはあると思うのです。それを負担しないで一般会計から繰り入れるということは公平でないので、基本的には、使っても使わなくても最低限の、それはちゃんと共通の市民の理解としないといけないと思うのです。だから、その辺では最低料金というのはある程度確保しないと、今度、使用料によってブレた場合に、また影響が出てくると思うのです。だから、今まで820円、今度は基本的な立米数で変更になるかもしれませんが、その辺を押さえながら、使用料に変化があったときに、例えば節水がもっと徹底したときには減収にならないようなことを考えつつ、弱者には別途に軽減措置があるわけですから、そういう負担に耐えられない方にはそういうことがあるわけですから、その所の考え方をまづもって、考え方がしっかりしていれば何パーセント上げたなどと言われても反論できるのではないかと考えております。

○島田委員：

今お話があった減免状況の資料、これは下水道料金でカバーするのですか、それとも一般会計でカバーするのですか。

○事務局（安藤下水道課長）：

基本的には一般会計になるかと思います。下水道料金は一般会計から繰り出ししていますから、そちらで補って行くと思います。

○島田委員：

だとしたら、これは今の審議の中には特に要らないものですね。今汚水の料金をどうするかということです。ですから、これは雨水と同じと言えば語弊がありますが、一般会計で処理されるものであれば、この数字をどうこうという問題はないということです。それとも、市民の下水道料金の中でカバーしなければいけないのか、一般会計なのかということを知っているわけです。

○事務局（安藤下水道課長）：

基本的な考えは経済弱者、5つの理由を示して書いてありますけれども、要するに10立方メートルまでは水を使っても減免はしている。その減免額が合計約1,100万ということですので、これも1つの汚水です、はっきり言って。だから、それをどこで補っているのかという話ですよ。これは特にお金で色分けなんてできませんので。

○島田委員：

もちろんそうです。市民感情として、その人たちを水道料金の使用料でカバーしているのか、それとも一般会計でカバーしているのかだけです。

○事務局（安藤下水道課長）：

恐らくそういったことを色分け化したものはないと思いますけれども、この分は、一般会計からのもので取りあえず一時的に救済しています。ただでさえ受益者の方々の使用料が52パーセントと非常に低いので、そこから持ってきたら更に低くなりますから。だから、この方たちにとっては一般会計の繰り入れの中でやって行く。

○島田委員：

ですから、今度の値上げ云々には関係しないということで理解していいわけですね。

○事務局（安藤下水道課長）：

弱者ですので、生活保護を受けていますので、費用は取れない状況の生活者ですので、そういった所で、そういった施策というのも市の施策ですから、そういう所は一般会計からになると思います。

○村田会長：

私も一委員として意見を言わせていただきますと、基本的には基本料金体系等を変えた方がいいような気は持っております。ただ、先ほど末光委員が申されたように、基本的な、とにかくこれは譲れませんよと、「譲れません」という言葉がいいか悪いか分かりませんが、最低ですよ、使っても使わなくてもこれだけはいただきますよというようなものの、基本的なものは決めた方がいいような気がします。方法論として色々な方法論はあると思います。ですから、今日はCASE1～4まで出されてまいりまし

た。資料16のグラフも含めて色々な明細等が出ております。皆さん、当然今日で云々ということはありませぬので、持ち帰られまして、また次回にひとつたき台云々等で煮詰めていきたいと思っております。今日、お二方が欠席なもので、全員のご意見を聞くことができませんので、そういう状況でいかがかと思っております。ですから、これは当然次回にも議論して、一番のテーマなものですから、検討していきたいと思っております。

取りあえず今日は、回収率を目指して行くのかというご意見も出ました。それから、基本料金体系等々変更して検討していった方がいいような意見の方もあとおられます。それと、今具体的に出了今回の審議会での目鼻は3年から4～5年くらいの間ということで、半永久ということでもありませんので、その点、幾らか気が楽かなという所もあります。そういうことでひとつ次回にも含めてお願いをしたいと思っております。この件はよろしいでしょうか。それでは、この件は今日は終わらして、先に進みたいと思っております。

資料として、事務局にお伺いしたいのですが、島田委員から言われました長短、メリット・デメリット、その点がもし出せるのであれば出して、こういう場合はこうですよと、しかしこういう利点もあればデメリットもありますよというものがあれば説明をしていただければありがたいと思うのですが、その点はいかがですか、島田委員。それは、具体的にどこまで、出せる範囲があるのでしょうか。

○島田委員：

私の言っていることは単純なんですよ。出していただいたものをベースにして議論をして、ではこうですねという所が落ち着きどころかなと思っております。いずれにしてもメリット・デメリットは必ずあるのですから。そのどちらを採るのかということの議論が必要かな。全部一般会計でやったらこんなになってしまうよというような論法では、そんなことはあり得ないので、100パーセントを目指すといっても100パーセントは無理だ。それは、こういう理由なのだよということを羅列していただいて。

○加藤委員：

メリットは、増収しかないのです。デメリットは住民負担の増しかないのです。ですから、それを言葉で書くということは、メリットを言ったら繰入金が減るしかないのです。デメリットと言ったら住民負担の増しかないわけで、その資料を作れというのはなかなか大変な話で。例えば、20立方メートル使っている方が700円負担してくれたら繰入金がこれだけ減りますよという資料は作れると思うのですが。

○島田委員：

そこです。そういうことです。具体的なものです。

○加藤委員：

数字ではないと言われてしまうと、数字しかないのですけれども。メリットは増収、デメリットは住民負担、それしかないのですからこれだけ負担していただいたらこれだけ繰入金が減りますとか。それが、例えば5立方メートルの方、15立方メートルの方とか、1人暮らし、2人暮らし、3人暮らしの平均的な使用水量でこれだけ負担が増えるとこれだけ繰入金が減らせますよというのを、例えばCASE1～4で作るというのは可能ですよね。それでよろしいのですよね。

- 島田委員：
そうすると、これならば耐えられるなどか、できるなどという話になるわけです。
- 加藤委員：
特にご婦人の皆さまには、こんなに高くなるのですかというのを見ていただかないと、後からではなく。
- 柿原委員：
大体これを見ると分かりますよね。
- 林委員：
上がってもしようがないとは思いますがね。
- 加藤委員：
これから市民の皆さまにご説明する際にもそういう表は必要になってくると思うので、メリットは繰入金、デメリットは、どこまで住民の皆さまに耐えていただけるかという、そういう資料に直したらいいのですよね。やはり見にくいですからね。
- 村田会長：
そんなことでひとつ事務局にお願いしたいと思います。
- 3 その他
- 村田会長：
それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。その他ですね。
それでは、事務局ひとつ説明をお願い申し上げます。
- 事務局（安藤下水道課長）：
議題3「その他」ということで説明させていただきます。
まず、初めに第4回の会議録の内容確認をお願いしたいと思います。この議事録につきましては、いつもお話ししていますようにホームページで公開して行くこととなりますので、よろしくお願ひいたします。
- 村田会長：
それでは、第4回の議事録の取り扱いについては、今、課長から説明されたことでよろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
- 村田会長：
特にないようでありますので、次の事項に入りたいと思います。
事務局から何がございますか。
- 事務局（安藤下水道課長）：
第5回、今日机の上にご配付させていただいている議事録でございますけれども、こ

れを見ていただきまして、訂正等がございましたら事務局の方へお願いしたいと思いません。まとまりましたら、これもホームページで公開することになりますので、ひとつまたご協力をお願いいたします。

○村田会長：

第5回の議事録の取り扱いは、課長が説明されたような状況でよろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

○村田会長：

特にないようでありますので、次に入りたいと思います。
事務局より何かございますか。

○事務局（安藤下水道課長）：

（答申素案について説明）

お持ち帰っていただき、意見とかありましたら私の方に御一報いただければありがたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。最後に日程の確認をさせていただきます。

第5回で申し合わせのとおり次回の第7回は11月22日、月曜日、午後2時、この場所ということでお願いいたします。第8回につきまして、12月17日、金曜日、午後2時ということで、場所は田無市庁舎1階会議室でいかがでしょうかということでもあります。なお、第8回になりますと、今私どものスケジュール的に考えて、最終日程と考えて、この日に市長に答申という形を考えております。以上よろしくをお願いいたします。

○村田会長：

今、課長から第7回が11月22日、第8回が12月17日の開催について提案がありましたが、ご異議がございましたらご発言を願いたいと思います。もし、なければ次回の第7回は11月22日です。そして、最終といいますか、第8回目は12月17日です。ともに2時ということで、第7回はここでいいのですか。

○事務局（安藤下水道課長）：

第7回はそうです。第8回は田無市庁舎地下1階です。

○村田会長：

では、第8回は地下1階の会議室で開催するという事でお間違えないようお願いを申し上げます。

何か意見はございますか。なければ第7回、第8回の開催日は先のとおり決定したいと思います。

また、次は答申の案も審議することなので、ひとつあわせてお願いを申し上げます。他に事務局から何かありますか。

○事務局（安藤下水道課長）：

特にございません。

閉会

○村田会長：

それでは、今日は時間が延長しましたがけれども、他になければ本日の審議会をこれにて終了したいと思います。

どうも、ご苦労さまでございました。

午後4時24分 閉会